

# 第26回 SAC (Standards Advisory Council) 会議報告

企業会計基準委員会 研究員 おおわだ たかよし 大和田 貴仁  
※SAC：国際会計基準審議会（IASB）の基準諮問会議

国際会計基準審議会（IASB）の第26回基準諮問会議（SAC）が、2009年11月12日と13日の両日にわたり、ロンドンで開催された。日本からは、SACメンバーである金子誠一社団法人日本証券アナリスト協会理事、米

家正三伊藤忠商事株式会社常勤監査役、オブザーバーとして、金融庁より園田 周企業開示課課長補佐が出席した。

なお、2011年6月以降におけるプロジェクトの優先順位について、日

本証券アナリスト協会の企業会計委員会で開催されたアンケートの結果を紹介する資料が席上、配布された。以下、会議の主な概要を報告する。

## 最近4か月の動向

SAC議長及び副議長、IASB議長から、それぞれ最近4か月の動向が報告された。また、SACメンバーからも、各国における活動状況が報告された。

### 【Paul Cherry議長】

- 前回2009年6月のSAC会議後、評議員会に対してSACの活動状況を報告している。
- 評議員会は、SACがすべての主要なステーク・ホルダー集団の代表であるかどうか、特に、利用者側のさまざまな視点を理解できるような関係が構築できているかに関心がある。
- SACの規模と効率性との間のトレードオフについて、評議員会は現状に満足しているが、引き続きこの点について注視する。

### 【Patrice Marteau副議長】

- EFRAGは、欧州委員会の強い支持を得て組織を変革し、アカウントビリティーを高めている。Pedro Solbes氏（前欧州委員会委員及びスペイン経済財政大臣）が、新たなスーパーバイザー・ボードの議長として就任している<sup>1</sup>。

### 【Charles Macek副議長】

- 特定の3つの会合についてコメント。
- The Australian Institute of Company Directorsの企業報告小委員会（2009年7月）  
財務報告のレリバンス及び理解可能性についての懸念が増している。財務諸表の注記の膨大さ及び複雑さのため、利用者が必要とする形式で情報提供できていないのではないかと。そのため、財務諸表とは異なる形式で示された情報（例えば、決算発表で配布される

earnings report）に依存する傾向が強まっている。また、多くの経営者は、経営活動に影響を与える多くの財務情報が、財務諸表に表示されるものとは異なるとコメントしている。

- オーストラリア版の世界経済フォーラム（2009年8月）

「新たな金融システム構造の創出」というセッションが、オーストラリアのTreasurer、ノーベル賞経済学者であるJoseph E. Stiglitz氏、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）委員などをパネルに行われた。次の点について、コンセンサスが得られていたようだ。

- ✓ 会計基準によってグローバルな金融危機をもたらされたのではない。
- ✓ 金融危機によって世界経済が相互に結びついていることが明らかになり、単一の高品質な会

計基準及びそれに対するコミットメントの必要性が認められた。

- ・ オーストラリアの会計事務所が主催したCircle of Leaders会議
- ✓ 6月末が決算期末であることもあり、関心の1つは減損テストであった。
- ✓ 会計基準が危機の原因ではなく、規制の方を修正する必要があるという一般的な認識。特に、歴史的にはpro-cyclicalであった規制をcounter-cyclicalにする必要がある。
- ✓ 国際財務報告会計基準(IFRS)及びコンバージェンスに対する強い支持。
- ✓ ファースト・トラックに対しては抵抗感がある。特に、政治的な圧力によってそれが要求されるような場合、コメント手続が制約される。

**【David Tweedie議長】**

2011年の前後にIFRSを導入又はIFRSにコンバージェンスする国が多いため、それまでに基準を開発することが重要である。米国財務会計基準審議会(FASB)との共同会議においてもこの点は合意されており、2011年の6月末までに両者のMoU項目を完了させる方針である<sup>ii</sup>。

FASBとは年3回の定期協議を行ってきたが、2011年までにMoU項目を完了させるという機運が高まっているため、今後は毎月、FASBと協議する。四半期ごとに作業計画の見直しを行い、進捗を確認する。2011年まで新たなプロジェクトはアジェンダに追加されない。

**【SACメンバーからのアップデート】**

- ・ 日本はIFRSの導入に舵を切り、連結財務諸表へのIFRSの任意適用が認められることとなった。関

連諸団体によるIFRS対応会議が発足し、また、経団連や企業会計基準委員会では、早期導入を計画する企業等を中心により実務的な対応を進めるなど、各方面が一致協力した体制でIFRS導入の準備を加速させている。(米家SAC委員)

- ・ 豪州Group of 100は、IFRSにおける開示規定の量と複雑さに関する懸念について文書を公表し、開示規定を規律する原則を提案している。(豪州Group of 100)
- ・ アジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)の第1回会議がクアラルンプールで開催された<sup>iii</sup>。これは、この地域における適用上の課題を共有する機会であり、ボードに対しては、この地域における経済の各発展段階に対応できる原則ベースの基準開発を促すものである。(Accounting and Corporate Regulatory Authority, Singapore)
- ・ 国際金融協会(IIF)が開催したニューヨークでの会議では、コンバージェンスが非常に重要なトピックであった。混合属性モデル及び地域間の相違についての懸念が表明された。財務諸表の情報量が増え続けているため、開示について検討しなければならない。(IIF)
- ・ 完全公正価値モデルに関して、利用者の見解が分かれている。金融商品の会計について、IASBとFASBが異なる方向に進んでいることが懸念される。比較可能性のためには、単一のグローバルな基準が必須である。利用者は、IFRS第9号の承認が得られないこと<sup>iv</sup>及びIASBに対する政治的な影響について懸念している。(CRUF)

- ・ 国際監査・保証基準審議会(IAASB)は、IASBと満足 of the いく取決めに至ったものの、基準の検証可能性や監査可能性に関する問題が発生した場合、適時にIASBとの連携が図れるかどうか不安が残っている。IAASBは、主要なプロジェクトに関して監査の観点から課題を見出し、懸念事項をIASBに対して報告する。(IFAC)
- ・ 証券監督者国際機構(IOSCO)は、バーゼル銀行監督委員会及び保険監督者国際機構(IAIS)と共同でSPEに関する文書を公表している<sup>v</sup>。これは、市場関係者がSPEを用いる動機及び関連するリスク・マネジメントに関する背景情報を提供するものである。(IOSCO)
- ・ 投資家保護に責任を持つSECが、FASBの会計基準開発を監督するという現在の関係に影響を及ぼす可能性のある2つの法案について、CFA協会はこれに反対する書簡を米国議会に対して提出している<sup>vi</sup>。また、金融商品のプロジェクトでは、償却原価と公正価値の問題が残っているため、CFA協会はこれに関して意識調査を行い、地域ごとの見解の分布を明らかにする予定である。(CFA協会)

**米国財務会計基準諮問委員会の活動紹介**

米国財務会計基準諮問委員会(FASAC)のDennis Chookaszian議長から、当該委員会の活動が紹介された。

FASACは、SACがIASBに対する諮問会議であると同様、米国においてFASBに対する諮問委員会として活動している。メンバーは35人で、年に4回の頻度で会議を開いており、

そのうち1回は、オフサイトで戦略について議論している。

現在、FASACでは、金融危機の問題、コンバージェンスとMoUプロジェクトの問題（特に、金融商品、財務諸表の表示及び収益認識）が議論されている。最近、米国の基準は統一のコードに集約されたが、これは、FASBにとって重要な前進である。これまで米国GAAPには5つの階層があったが、コード化によって使い勝手が良くなり、文書の量も大幅に少なくなった。

米国でも、IASBと同様にXBRLの基準を開発しているが、非常に異なっている。米国での一般的な財務諸表の本体及び注記の各項目を表現するため、米国のタクソノミーには約1万3,000のタグがある。一方、IASBのタクソノミーは、IFRSを表現するため、タグの数は約2,800である。構造の違い、そして、その結果もたらされるタグの詳細度の違いは、コンバージェンスにおいて注意を要する分野となり得る。

2011年に米国のアナリストがXBRLを使い始めるようになれば、元に戻るのには難しくなるだろう。したがって、XBRLがコンバージェンスの主要な障害となる可能性があることから、これについて議論することは不可欠である。

米国において注目されている議論の中には、下院議会に提出されている法案<sup>11</sup>で、会計基準に関する権限をSECから別の規制機関に移すというものがある。これは、会計基準設定プロセスを政治化することになるため、会計に携わる多くの専門家と同様、FASACも強く反対している。

## 開示—複雑性の低減

Ron Bossio氏（FASBのシニア・スタッフ）から、FASBの開示フレームワーク・プロジェクトについての紹介があった。

開示プロジェクトは、ITAC<sup>12</sup>及びSECの提案により、2009年7月にFASBのアジェンダに追加された。財務報告の改善に関するSECの諮問委員会も、SECとFASBの開示を統合することを提案している。

現在、財務報告のかなりの部分が、財務諸表ではなく、経営者による議論と分析（MD&A）によってなされている。目的は、開示の複雑性を低減するための包括的なフレームワークを開発することである。しかし、投資家と作成者は目指すところが違う。投資家は、よりよく統合された開示を望んでいるが、一方で作成者は、効果的でない開示の削減を望んでいる。

ITACは、次のような3階層のフレームワークを提案している。

1. 特定の重要な財務諸表項目の基礎となる全般的な会計方針
2. 特定の行項目の内訳及び経年変化（ロールフォワード）
3. 将来見通しに関する情報を伴った見積りや前提の詳細

FASBは、開示はすべての企業について重要であるという見解を採ってきているが、小規模な非公開企業については一部の開示を免除している。SECは、公開企業に対しては追加の開示を求めている。また、年次報告だけではなく、中間報告についても開示を求めるかどうかや、MD&Aを含めた報告パッケージの全体を監査の対象とするかどうかという

問題などもある。しかし、監査人は、監査の対象となる注記における開示項目を増やすことには難色を示している。

### 【SACメンバーのコメント】

- これは開示フレームワークを形成するための原則として、議論の足掛かりとなるものであり、開示を評価するための鍵となる判断規準を考える上での1つの考え方である<sup>13</sup>。（豪州Group of 100）
- 日本証券アナリスト協会のアンケート調査でも、開示の問題を取り上げるべきという意見が多く、現行開示制度に関する問題意識は日本のアナリストも共有している。ただし、フレームワーク作りにはリスクもある。作成者は、我々が必要な情報は隠し、我々が関心のない情報を顕示しようとする傾向がある。フレームワークが情報隠しの言い訳に使われてはならない。SAC委員が起草した開示フレームワークモデルもあるので、十分勉強し、日本からも建設的な提言ができるように努めたい。（金子SAC委員）
- CESRは、金融機関の開示の品質に関する調査結果を公表している<sup>14</sup>。これは、欧州の大規模な金融機関96社の開示状況を調査したものである。驚くほど多くの金融機関が基本的な開示要件を満たしていなかった。これにはいくつかの理由が考えられるが、1つには開示のボリュームが考えられる。膨大な量の開示が要求されているため、そのうちのいくつかが見逃されてしまう。基礎となる基準との結び付きができていないケースや、基準での開示が求められているものの実際の事業運営とは乖



GLOBAL SOLUTIONS CONSULTING

# 公認会計士による 翻訳サービス

私たちは、会計・金融関連文書の日英・英日翻訳に特化したサービスを提供しております。

公認会計士・米国公認会計士の翻訳者が、会計の専門家だからこそ可能な確かな原文理解と適切な翻訳を行います。

さらに複数のプロフェッショナルによるピアレビューが高品質の翻訳を保証します。

アニュアルレポート／目論見書／グローバル・オファリング関連資料／IR関連文書類／プレゼンテーション資料／金融庁提出文書等

この他、海外の公認会計士・内部監査人等の往査時の通訳等にも対応いたします。

グローバル・ソリューションズ・コンサルティング株式会社

【翻訳事業部】

東京都千代田区丸の内 1-11-1  
パシフィックセンチュリープレイス 8F  
http://www.global-solution.jp/  
03-6860-8423(担当：松本)  
honyaku@global-solution.jp

離しているケースもあるのではないかとと思われる。これらはいずれも、開示の問題により焦点を当てる必要があるという考え方、そして、開示は最も重要な数字を理解するための鍵となる必要があるという考え方と整合している。

英国FSAは、英国の銀行規制に関するディスカッション・ペーパーを公表している<sup>※</sup>。これは、金融機関の財務諸表に対する投資家の信頼を回復するための努力であるが、鍵となるのは金融業界全体にわたっての開示の一貫性である。業界における一貫性を担保するために英国銀行協会（BBA）が作成した行動規範が、FSAのディスカッション・ペーパーに組み込まれている。（CESR）

- 現在の規範的な開示は、特に、中間財務諸表の作成においては問題である。企業は基準の要求を満たすことに精一杯で、数字をより意味のあるものにするための説明を準備する時間がない。開示フレームワークのプロジェクトは、現在の基準に要件を追加するのではなく、投資家に対して重要な情報を開示し、リスクや判断に関する情報を提供し説明するためのフレームワークを提供すべきである。（Financial Executive International）
- XBRL環境へ移行することを前提にすると、ロールフォワード情報にはある程度の構造や標準化が必要。アナリストが自分自身で複数企業間の調整表を作成する場合、対応する比較可能なコードが必要で、そうでなければ比較が困難になる。（CFA協会）
- FASBは各国基準設定主体の1つであり、米国内の規制や実務の

影響を受ける。しかし、米国外の規制や実務が米国内と同じであるとは限らない。確かに、原則ベースであることは重要ではあるが、FASBのプロジェクトでの合意は、IASBでの議論に何ら制約を与えないものではないことを確認しておくことは重要である。（EFRAG）

## 2011年後の作業計画における優先順位

2011年後のIASBのアジェンダについて、4つのグループに分かれて議論が行われた。いずれのグループにおいても、2011年後は、当面新たな基準の開発を控え、2011年までに開発した基準の適用状況をフォローすべきという意見が大勢を占めた。現在のアジェンダにはないが、2011年後に検討すべき具体的なプロジェクトとしては、概念フレームワーク、開示フレームワーク、XBRLなどが挙げられた。SACは、2010年2月の会議で引き続きこのトピックを議論する。

## 定款変更

国際会計基準委員会財団（IASB財団）の定款見直し第2部に関して、ラウンドテーブルでの議論の様子が紹介された。

- IASBでの議論が、アジェンダの選択も含めて、効果的に行われているかどうかについて、3年おきに公式な協議を行うことについては、大多数が支持している。
- 原則主義の会計基準に対するコミットメントを定款の中に明示することに関しては、再考を求める声がある。
- 危機的な状況においてコメント

期間を30日に短縮することについて議論がなされた。関係者にとって（特に、翻訳の関係から）30日未満に短縮することは、非常に困難であると考えられる。

- 基準設定の独立性を確保するための持続可能な資金調達方法の必要性について議論がなされた。

**【SAC会議参加者のコメント】**

- 非英語国の場合、翻訳を考えると30日間でも短すぎる。例外的事態の到来は、それを避けるように工夫すべきであり、どのような場合でもコメント期間を30日より短くすることには反対である。（金融庁）
- コメント期間は30日でも現実的には難しい。しかし、例外的なデュープロセス短縮を頭ごなしに反対するわけではない。ただし、現在の短縮案では1日のデュープロセス期間が可能になってしまうので、「緊急時でも2週間」とするよう提案したい。（金子SAC委員）
- SACは、IASBの動向を出身母体その他の関係者に伝えることを目的に加えるべきである。多数の委員がIASBの検討状況を伝えることで、IFRSの理解、IASBに対する支援が向上することが期待できる。（金子SAC委員）

〈注〉

- i EFRAGのプレスリリースを参照 (<http://www.iasplus.com/efrag/0907solbes.pdf>)。
- ii 各プロジェクトのアップデートについては、IASBとFASBが2009年10月の共同会議後に公表した共同声明を参照。FASB and IASB Reaffirm Commitment to Memorandum of Understanding - A

*Joint Statement of the FASB and IASB* (November 5, 2009)

- iii コミュニケの仮訳はASBJのウェブサイト参照 ([https://www.asb.or.jp/asb/asb\\_j/press\\_release/](https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/press_release/))。
- iv 欧州委員会に対して新たなIFRSの承認を勧告する機能を有するEFRAGは、IFRS第9号のプレバロット・ドラフトを基に、同基準の承認に問題はないとする勧告案を、2009年11月2日付けで公表していた。しかし、この勧告案に対するコメント提出期限の前日である同年11月12日に、EFRAGは勧告案の決定を延期する旨を公表した (<http://www.efrag.org/news/detail.asp?id=468>)。これにより、EU域内の企業は、IFRS第9号の早期適用ができないこととなっている。
- v 2009年9月29日付けのプレスリリースを参照 (<http://www.bis.org/press/p090929.htm>)。
- vi 2009年11月6日付けの書簡を参照 (<http://www.cfainstitute.org/centre/topics/comment/2009/index.html>)。
- vii Federal Accounting Oversight Board Act of 2009, H.R. 1349, 111<sup>th</sup> Cong., 1st Sess. (2009)
- viii Investors Technical Advisory Committeeの略。投資家の視点から、FASB及びそのスタッフに専門的な助言を与える目的で設立されたFASBの常設委員会。ITACがFASBあてに提出した提案の内容は、FASBのウェブサイト (<http://www.fasb.org/>) からITACのコメントレター *Unsolicited agenda request for a principles-based disclosure framework* (December 11, 2007) を参照。

- ix 豪州Group of 100（オーストラリアの作成者団体）がIASBあてに提出している意見書は、Group of 100のウェブサイト (<http://www.group100.com.au/>) のSubmissionから *Disclosures - "Less is More"* (November 4, 2009)を参照。
- x Committee of European Securities Regulators, *CESR Statement: Application of Disclosure Requirements Related to Financial Instruments in the 2008 Financial Statements* (CESR/09-821) (October 30, 2009)
- xi Financial Services Authority, *Enhancing financial reporting disclosures by UK credit institutions* (DP09/5) (October, 2009)